

豊前岩戸神楽

福島神楽保存会規約

昭和54年5月31日規約

平成11年4月4日規約改正

- 第1条 本会は豊前岩戸神楽・福島神楽保存会という。
- 保存会は昭和54年5月に、三保の文化財を守る会と三保区長会の呼び掛けにより、福島神楽の伝統芸能を保存するために、三保地区の289名の住民の賛同によって結成された。
- 第2条 本会の事務所を中津市伊藤田3057番地三保の文化財を守る会に置く。
- 第3条 本会の会員は、三保校区内に居住する会員をもって組織する。
- 第4条 本会は福島神楽を民俗芸能文化財として保存することを目的とする。
- 第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 福島神楽を伝統芸能として保存することを支援する。
 - (2) 福島神楽の演技後継者の育成を支援する。
 - (3) その他の目的達成に必要な事業。
- 第6条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長1名、副会長1名、事務局長1名、理事若干名
 - (2) 役員は三保の文化財を守る会の役員が兼任する。
- 第7条 本会は必要に応じて顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。
- 第8条 役員の仕事は次のとおり。
- (1) 会長は本会を代表し会務を統轄し、事務局長および理事は、その業務を補佐する。
- 第9条 本会の会議は、三保の文化財を守る会の総会および理事会で付帯事項として行なう。
- (付則)
- この規定は平成11年4月4日より改正施行する。

① 福島神楽演目

《湯立神楽》

- ①大麻舞②一人手草③二人手草④大汐舞⑤大神⑥弓証護⑦地割
(本地割)⑧御先⑨宝満⑩米舞⑪五大神⑫山神⑬刀舞(御子舞)
⑭早神⑮神迎⑯鎮座
(岩戸)⑰奉幣⑱思兼之命⑲東方鬼神⑳南方鬼神㉑西方鬼神
㉒北方鬼神㉓石こりづめ之命㉔玉能祖之命㉕長白羽之命
㉖太玉之命㉗天鈿女命㉘手力男之命㉙大蛇退治㉚湯之御先㉛神隨
㉜鎮火祭㉝一国一社㉞七五三祓

《神逆神楽》

- ①大麻舞②一人手草③二人手草④大汐舞⑤御先⑥弓証護⑦地割
⑧五大神⑨米舞⑩山神⑪美美久⑫引入柴⑬神迎⑭鎮座⑮綱御先
⑯早神⑰宝満⑱幣証護⑲御子舞
(岩戸)⑳奉幣㉑思兼之命㉒東方鬼神㉓南方鬼神㉔西方鬼神
㉕北方鬼神㉖石こりづめ之命㉗玉能祖之命㉘長白羽之命
㉙太玉之命㉚天鈿女命㉛手力男之命㉜七五三祓

《年会神楽》

- ①靈迎鎮座②大麻舞③一人手草④二人手草⑤大汐舞⑥掛手房
⑦御先⑧弓証護⑨地割⑩五大神⑪早神⑫綱口⑬米舞⑭刀舞⑮山神
⑯美美久⑰御子舞⑱綱御先⑲幣証護⑳宝満㉑七五三祓

《神ノ前式神楽》

- ①大麻舞②一人手草③二人手草④大汐舞⑤御先⑥弓証護⑦地割
⑧岩戸⑨思兼之命⑩東方鬼神⑪南方鬼神⑫西方鬼神⑬北方鬼神
⑭石こりづめ之命⑮玉能祖之命⑯長白羽之命⑰太玉之命
⑱天鈿女命⑲手力男之命

《番外》

- ①四神方劍②四ツ手舞③虫塚④小市郎⑤地固め

⑦ 湯立神楽 齋庭・幡・祝詞等

○齋庭

竹の柵を結い、注連縄を廻して広さ十坪ぐらいの齋庭（ゆにわ）をつくり、齋庭の中ほどに三本足の湯柱を立て大釜をのせる。湯柱は生木を三本立て、柱に縄を巻き、土を塗り、その上に竹を芯にして土を塗った輪を置き大釜をのせるを古式とする。その横に、青竹の上部だけ枝を残した湯鉾を立て注連を三方に張る。湯鉾の上方に神々の神名を書いた大幡などをつける。神棚に一国一社六〇余州の神々を祀り、神酒・供米・野菜・海山の幸を供える。

○五行の幡

東方木之神	久々奴知之命
南方火之神	賀久津知之命
西方金之神	金山彦之命
北方水之神	水波之女之命
中央土之神	波仁安姫之命

○大幡

天之御中主神	高御産巢日之神
神御産巢日之神	伊邪那岐之神
伊邪那美之神	天照大御神
八幡大神	春日大明神

○湯の御先＝幣持ちと御先面の二人。湯庭の釜のまわりで方とりをし、湯の神、火釜、高じめに昇り、綱を伝って降り、俵（米四斗入）または五斗入りで力持ちをする。

○神随＝三人の舞子で神随幣と刀を持って、かま足で祝詞をあげ、刀で左右左の切り入れをする。

○鎮火祭＝大祝詞を読み三十三束の薪を焚いて火を鎮める。

○大祝詞＝巻物に書かれた祝詞である。

○一国一社＝日本六八ヶ国の大社を読み上げる。

福島神楽は「鎮火祭」の時に大祝詞を読み、松三十三把を焚き、一国一宮にて日本六十八ヶ国の大宮を読み上げ、湯のはつおを神殿湯庭に捧げ、火渡りの行事がある。火渡りは東から入り、北に出、さらに東から入って南に出るを古式とする。

5 行事の概要

福島神楽の種類は湯立三十四番、神逆三十二番、年会二十番、神ノ前式十九番、番外五番で、古くはそれらが舞われていたと推定されるが、今日伝承されている神楽は前記のものが混成されている。

現在は、「豊前神楽式拾八番」の奉納神楽、特別奉納神楽として湯立神楽がある。

神楽は祭日の15時頃より始まり夜の24時頃まで舞う。神楽の最終は岩戸神楽で天の岩戸が開かれて神楽は終了する。

- ① 福島神楽の解説並びに所作
- ② 豊前神楽式拾八番次第
- ③ 大蛇退治の謂義
- ④ 番外神楽 虫塚の所作
- ⑤ 掛手房・引入柴の祝詞

① 福島神楽の解説並びに所作

昭和五十六年十二月作成

真辺昭二

○神起し＝降神の儀式の際、奏した楽より変化した楽で、降神を乞うための舞である。三人の囃子方で、神起しの囃子を行ない、一度切って神様に拍手を打って、御舞をする。

○大麻舞＝四人の舞子が麻（ぬさ）という小幣を持ち、烏帽子をかぶり、扇を持って出、一回りして、神前に正座、二礼二拍手、祝詞をあげ、四人は立上り、四方の角に別れ、一番からギュウ引きという舞こみをする。続いて二番三番と一人ずつ、こりたねの腰をして四方の神を清め祓いをする。

○一人手草＝この舞と次の二人手草は、天の岩屋の前で、天鈿女之命が、天香ぐ山の小竹葉を手草に結びて舞った古事に習ったもので、斎庭の祓いを意味する。舞子の一人が竹の笹と麻を持って出、四方の神の清祓いをする神楽で、この中にも祝詞がある。

○二人手草＝竹の笹を持った二人が舞う清め祓いの神楽である。

○大汐舞＝四人の舞子が御幣と色紙を小さく切った包みを持って舞い、四方の方とりの時に、小切の色紙を東西南北、中央の順に、塩の代りにまいて、清祓いをする。

○御先＝幣差（ほしや）と鬼が舞う神楽である。幣差は烏帽子を冠り幣と扇を、鬼は鬼杖という小幣を持って舞う勇壮な舞である。幣差が先に出て、神に参り、続いて折り柳を舞った後に、鬼は花道で四方をとり、舞殿に出てから、幣差は花道へ入り、鬼が四方の方とりをして花道にさがる。引足で中央まで行き、膝をつき、上向いて中央をほめ、順逆して舞別れる。それから幣差と鬼の勇壮な舞になる。

○弓証護＝四人の舞子が毛頭に弓矢を持って舞う。左右左の引足で、神の前に二人ずつ舞い、その後順逆をなし、弓を左手に矢を右手に持って、東方より弓を引く。続いて、南方、西方、北方へと弓を引く神楽である。

○地割＝四人の舞子が毛頭をつけ、弓の矢を持って、四角に立ち、中央に刀を持った舞子が、東方より切り込み、南方、西方、北方と切り込んで行く。そこに神先が出、五人の神を鎮め、四土用を分ち、中央の神に、七二日の土用の日を与える神楽である。

○本地割＝前記の地割と同じところが多いが、戦前の県社、又はそれ以上の宮で舞う時、あるいは湯立神楽や神逆神楽など、大祭の時に舞う。

○宝満＝二人の舞子が幣と扇、刀を持って出、幣で折り柳をなし、方とりをした後、刀を抜いて、しいぎょうを踏んで、四方の方とりをする神楽で、快気祝などの時に舞う。

○大神＝四人の舞子が幣と末広を持って出、大麻舞に似た舞である。ギウビキがケツカイと言って扇を左手、幣を右手に持ち替え、東方の角より西方の角へ、後すざりをし、南方から北方へと方とりをして行く、静かな舞である。

○米舞＝一人毛頭をつけ、麻と扇を持って出、舞殿に盆に米をもり、櫛を手前に置く。神前で折り柳をし、櫛をもちかえて方とりをし、櫛をかけた後、神前の盆米を持って方とりをしながら、ぎりを舞う。

○掛手草＝二人で幣と扇を持ち、折り柳をした後、祝詞を前の句に合せて、後の句を二人がかわるがわる読む神楽である。

○五大神＝五人の舞子が出て、四人は幣を持ち、一人は麻を持つ。東方より北方の順にケツカイを踏んで行き、それから大麻舞のように舞う。

○山神＝三人の舞子で、二人は衣装をつけ、一人は毛頭をつけている。二人が先に出て座して、後から櫛を持って出て、謂義を言い、櫛と餅をとり替える。あと二人は折り柳をし後、餅を持って一人で折り柳をし、三人で順逆をし、方とりをする神楽である。

○刀舞＝一人の舞子が毛頭をつけて出る。舞殿には刀と櫛を先に出してある。麻でオリヤナギをし、櫛をもって方とりをし、櫛をかけた後、刀をもち、しいぎょうを踏む。後、方とりをして、内に切り込みをする神楽である。

○御子舞＝一人の舞子が出て舞う静かな舞で、この舞が神楽の始まりと言われる。

○早神＝四人の舞子が毛頭をつけ、幣と扇を持ち、早足でタネノコをし、順逆方とりをし、早い調子で舞う。

○神迎＝刀持ち二人、長刀（なぎなた）一人、幣持ち一人。前段の鬼と後段の鬼が出る。前段は大刀との切り合いをなし、自分の所へ締め入れ、小刀と切り合い、締め入れ、長刀と切り合い、長刀も締め入れ、ご幣持ちと出会う。あと、後段の鬼が出て、前段と同じことを繰り返す。この神楽が御先の始まりと言うことである。

○鎮座＝幣持ち一人で折り柳をし、四方のケツカイを踏み、舞上げをする。

○奉幣＝三人出て、御神前に三角形の形に座し、先の方は静かに立上り、左右左、右左右、左右左の順に奉幣を静かに振り、後の二人は振り終るまで座したまま。振り終って、三人一同、二礼二拍手、立上り、静か

に楽屋に行く。

○岩戸＝思兼之命は岩戸の御用番の神楽。東方之鬼は東方の鬼であり、南方之鬼は南方の鬼であり、西方之鬼は西方の鬼であり、北方之鬼は北方の鬼である。石こりづめ之命は四方の悪者を退治する高神である。玉能祖之命は首飾りを作り、天照皇大神に捧げる神。太玉之命はまが玉を持った神。天鈿女之命は天照皇大神宮のおそば付の女神。手力男之命は力持ちの新神である。

○美々久＝四人の舞子が、一人二枚の衣飾をつけ、幣の帽子をかぶり、大麻の舞と同じように、方とりの時、一番と三番が入れ替わり、二番と四番が入れ替わり方とりを四回繰り返す。静かな神楽である。

○幣証護＝四人の舞子が幣を持ち、弓証護の神楽と同じように、方とりの時、一番と四番の人、二番と三番の人が向合い、左右左の引足で入替りの方とりを、東西南北の順にとり、中央の時、一番と三番が入れ替わり、二番と四番が入れ替わりする静かな神楽である。

○小一郎＝四人の舞子が御子舞の時の衣飾をつけ、御子舞のように静かに舞う。

○網口＝御子舞の後に屏風の内より蛇を末広と幣で左右左のそぶりに手足をはこび、よび出す神楽。

○引入柴＝四人の舞子が先に出、神前に向い、外に一人立ち柴に五穀をつけ天下りする神楽。

○綱御先＝幣持ちと御先面をつけた二人の舞子で、前段の舞がある。その後、後段の鬼と綱持の二人に、幣持ちが出て、綱持と後段の鬼とのせりあいをする勇壮優雅な神楽である。

○御神楽＝一人の舞子で幣と扇を持って舞入を順逆して、ケツカイを踏む静かな神楽である。

○大蛇退治＝爺さん、婆さん、姫が出る。酒樽をかいで出る。後、大蛇が出て姫をとろうとして、酒を呑み酔いしれた時、スサノオノ命が出て、大蛇を退治する神楽である。

○湯の御先＝幣持ちと御先面の二人。湯庭の釜のまわりで方とりをし、湯の神、火釜、高じめに昇り、綱を伝って降りてくる。その後、俵（米四斗入）または五斗入りで力持ちをする神楽である。

○神随＝三人の舞子で神随幣と刀を持って、かま足で祝詞をあげ、刀で左右左の切り入れをする神楽である。

○鎮火祭＝大祝詞を読み三十三束の薪を焚いて火を鎮める神楽である。

○大祝詞＝巻物に書かれた祝詞である。

○一国一社＝日本六八ヶ国の大社を読み上げる。

○湯走り＝鎮火祭の神楽の中で一国一社を読み上げ、続いて湯のはつおを御神殿湯庭にあげる続いた神楽である。

○七五三払＝しめなわという綱を舞殿より東西南北の順に切り落とす舞

○霊迎＝霊迎の前段は神迎の前段と同じ事をなし、後段は綱御先と同じ事をする神楽である。

《番外神楽》

◎四神方剣＝四人の舞子が刀とたすきを持ち、毛頭をつけて、はじめ櫛で舞い、後、刀で一人ずつ舞い上げをする神楽である。

◎四ツ手舞＝鬼の面をつけ、岩戸前の舞の元神楽である。

◎虫塚＝稲につく虫を防除する神楽で、舞殿に臼と杵を出す。臼の中に稲株を入れ、稲藁の上の部分にくくり立てる。その廻りを前段と後段に別れて、害虫を封じこめる神楽である。

◎小市郎＝四人の舞子が、御子舞の時の衣飾をつけ、御子舞のように静かに舞う。

◎地固め＝地固めは神随と同じ舞をなし、後で御先と後段の事をする神楽。

② 豊前神楽式拾八番次第

中津市福島神楽社
昭和五十九年十月

一、大麻舞（小狩衣・袴・烏帽子）四人立身瀬の舞

二礼二伯手

（伏して二回、坐して一回）左 右 左

掛巻も後に畏き、皇御祖神伊邪岐命、筑紫の日向の橘の小戸の阿波岐原に禊祓給ひし時に、生れ産せる祓戸の大神等、不思議も犯しけむ諸々の枉事罪穢を祓ひ給え清め給へと申す事の由を、天津神、国津神、八百萬の神等共に、開食せと恐み、恐みも申す

（四人舞込に始まり、四方法舞、中央の舞納め）

二、大汐舞（小狩衣）四人立

子ても又覚めても苦らき世の中に、わが甲斐もなき其の住居かな

丑と云う世に生れ来て露の身の消えて果敢なき名こそながさん

寅は手に溜りも安き秋の宵の稲葉の露に泊る月影

卯の時の寒きすそ野にすすき立つ 辰巳の風はすさむなり

いなく午のひづめ音 未の群れは低くけれど 申高とびて酉や立つらむ遠くの闇に戌猛し 亥の行末ぞ誰や知るらん

○東方きのえきのと○南方ひのえひのと

○西方かのえかのと○北方みづのえみつのと

○中央つちのえつちのと

各方の舞を終ったあと

抑々丈天に聞召し天津勅、布頭勅 日夜に神楽を奏すれば宝の御鈴に西ぞうさす、神心安らかに天も成浄、地も成浄、今又この宮にも成浄なり

（舞おさめして下る）

三、一人手房（大装束・綿）一人舞

言儀に付いては、大汐舞に同じ、汐を振舞ふ事

四、二人手房（小狩衣）二人立

科目 四方取り 釈順釈（神々天地案内舞）

五、御先（大装束）二人立 天津神 国津神（猿田彦の神）

天より天津神命 地より国津神命の争い事

何時迄戦っても勝負がつかないので名乗り合う

天＝葦原の水穂の国にさばえなす 荒ふる神のたぐいならぬと

国＝葦原の水穂の国にさばえなす 荒ふる神のたぐいなるらん

天＝い出向ふ神は何神なりおもがちて とうともならじこの神の名を

国＝い出向ふ神は何神なりおもがちて 我れ現わさんこの神の名を

天＝姫御子に仕え奉りし天津神名は天宇留女の神を知らずや

国＝日の神に御先仕ふる国津神名は猿田彦神を知らずや

六、弓証護（白衣 毛頭 裁付）四人立

武勇剣士の神々による弓矢の舞

言儀なし 四方法舞後中央に射止めて終り

七、地割（白衣 毛頭 裁付）六人立

四方切立ちの後 神宣之儀（五人の神の争いを 静める）

言儀

そこつ下に別れ 五ツの神の戦いを分けて静むる勅なり

柳々天地開びやくの次第あらあら申伝え候 夫れ古之天地今だならず
の始 混沌たること鳥の子の如し 斯と天先に成り 地後に定まり岐
其の中に在りませ給ふ神が御名は国トコ立の命 国祖津知の命 後かし
戸根の命 豊国の命 伊久々居の命 伊ざ難、伊ざ波の命 天の浮橋の
上に立ち給いて 共に図りて 曰く そこつ下兄国なからんやと曰いて
天の野鉾を差し下し 操海をかきさぐり給えど 鉾先に何ぞさわる物
無く 鉾引揚げ見給えば 鉾先よりしたたり落ちる塩凍り固って一ツの
島となる 此れを名付けて おのころ島と申すなり 陰陽の二神 波の
島に天下りまして 国の御柱八色の殿を生み給ふ

御名は 火の神 月の神 蛭子 須岐尊命 此なり 火の神 月の神
は共にうるはしく天上に送り給ふ 蛭子の神は三才世になれど 足尚立
たず 天の岩草舟に乗せ風の間に間に放ち給ふ 須岐尊命は威振にして
勇み強く 味気なきやと曰て 子の国底の国に送り給ふ 尚又万物そう
かの神 中にも五行の神とあれまし給ふは 木火水金土の五行にして
東方を司どり給ふは木の神久々主命 南方を司どり給ふは火の神加々槌
命 西方を司どり給ふは金之神兼山彦命 北方を司どり給ふは水神水波
留命 中央を司どり給ふは土神波仁安命と申す

千方秋の岸国 細国皆日の本の綜合なり 此の時国を三十三ヶ国に分ち給えど 余り国数少なきやと曰て国を六十六国に分ち給い 一ヶ国に一社の大社をあがめ奉ること 崇仁天皇の御世より成れり 夫れ国は神国にして君士は げんそ げんそは神榮天照大御神の長がく萬国の世界を照り透し給ふ いやなんぞや それに神道を尊境し奉らざらんや 柳々二柱の御神に五行の王子あれまし給いて兄達四人に四季四節の配当あれど おと子の王子に資料なき故の戦いと見占い さもあれ破稼は身上り御世泰平に鎮めよと勅を蒙りよって陰陽の系をこうべ掛け遙か沖を見てあれば あんにたがわず兄達四人は四季四節の城角を四方に構え 王子を中に切り立て合戦半と見え候

○神宣＝此れに來たる事 私の儀にあらず 御問の直 によって参り候 資料細かく割って配分し奉つらん御鎮まり候へ 先ず木の神の命に申渡すべきの候は 春三月九十日より下十八日抜き取り余る七十二日を守護し給いて御鎮り候へ 「以下夏秋冬と同じ」中央土神波仁安の命も聞き給え 四季四節四土用を合すれば同じ七十二日に候へば 此の七十二日を守護し給いて御鎮まり給 「舞はその後 各間の神に引歌あり 土神波仁安命の舞上げにて地割が終了する。

(各神の言儀及び引歌)

○神宣＝袖引きて結びし水の凍れるは、春立つ今日の風やとくらむ
「東方木神は神宣のおも向きを聞き召し候へ」

東方木神＝春立つと言ひしばかりや御吉野の山は霧みて今朝は見ゆらむ

「神宣の蒙り全きをもつてたごろべからず」

○神宣＝心静かに承はらん、春過ぎて夏の夜は、ふすかとすればほととぎす鳴く一声に明ける しのめ

「南方火神は神宣のおも向きを聞き召し候へ」

南方火神＝夏山の木々の梢は高けれど、空にて蟬は声を調べる

「神宣の蒙り全きをもつてたごろべからず」

○神宣＝心静かに承はらん、夏過ぎて秋來ぬと、目にはさやかに見えねども、風の音にど驚かれぬ

「西方金神は神宣のおも向きを聞き召し候へ」

西方金神＝秋萩の元の小草をさらゆれば、色良き花ぞ散るぞ惜しさに

「神宣の蒙り全きをもつてたごろべからず」

○神宣＝心静かに承はらん、秋過ぎて冬の始めにこれあらん昨日の時雨れ今日の初雪

「北方水神は神宣のおも向きを聞き召し候へ」

北方水神＝冬は水二見ヶ浦の朝氷り解けぬ間をこそ鏡とぞみる

「神宣の蒙り全きをもってたごろべからず」

○神宣＝心静かに承はらん、劍とる諸齒の山に分け入りて波の底間に平地とどめる

「中央土神は神宣のおも向きを聞き召し候へ」

中央土神＝あしかまし木の葉の下のさざれ水音を静めて物のねを聞く

「神宣の蒙り全きをもってたごろべからず」

○二回神宣＝大空はまん丸にこそ見えにけり 角がなければ掛けるまもなし 春来りぬば鳥見の山に小馬ぞ伏す 夏の二旬は卯辰猿 冬寅兎みの激しからん三十四日土用の土つかえ、まつた、りゆきゆうげんばと合して四六二十四日は八せんの縄つかえ これにて御身いささかも不足あるまじきところ安地の処一夜の泊り処と聞き召し候

岩戸次第

八、思兼命 (小狩衣 袴)

九、東方鬼 十、南方鬼 十一、西方鬼 十二、北方鬼

十三、天石凝主命 (大装束 小狩衣 烏帽子) 劍

(言儀) 引歌

我が国の元の育ちを尋ねれば鉾のしつくや葦原の里 只今悪鬼を退散せしは天石凝主命の尊にて候か仕え奉つるは如何なる神名にましますや (思兼)

仕え奉まは思兼の神なり 天石凝主命は岩戸の御前に御神樂を奏し給え

(石凝) 天照大御神は須岐尊命の悪しき事わざにより日月抱き取り天の岩戸に籠らせ給えば、日本常闇となり、その時世も八方の悪鬼出来たりて我が廷を真暗なす、さるほどに一度この劍を以て防ぎ戦ふ、劍の名は母君の宝劍と云ふ 此の尊き御劍を天照大御神に捧げ奉つらん 我等も御神樂を奏さばやと存じ候 (劍を献じて下がる)

十四、天玉祖命 言儀なし

岩戸掃除又案内役の舞

天玉祖命と名乗り 折柳の舞

十五、天太玉命 (大装束 袴) 榊 一人

引歌 五草は豊かなるか 天が原遥かに浮かぶ雲の浮橋し

只今岩戸の御前に天太玉の尊にて候が 仕え奉るは如何なる

(神の御宝には真須日ノ鏡御飾りの玉り鈴 この鈴を榊の枝に結び付
大御神に献じ奉つらん) 御神にましますや 思兼命名乗って舞を乞い
榊を捧げて下さる 榊の舞

十六、長天白髪命 (大装束 袴か裁付)

引歌 掛長す大山本の五十鈴川 千世萬代の誓いなるらん

(言儀) 此处に又 (一步出る) 神の御宝には真須日の鏡、御飾の玉い
鈴、此の鈴を榊の枝に結び付 我が住む方へ吹き寄せ給ふなり やがて
その川上に良き宮所ありなると 宮地を定め大御神の出います時に姫御
子の御布曾(み裾)をそよがせ給ふによって 美茂曾々川(みもすそ)
と申すなり

しばしこそ葉山茂山繁るとも

神路の奥に道あるものか

朝日さす夕陽の西に影見えて

我なす枝を誰や知るせん

先々我等も岩戸の御前に弓証護の御神樂を奏さばやと存じ候

(弓矢の舞の後 弓矢を献じ下がる)

十七、天宇留女命(姫装束 赤袴) 鉦の舞

只今岩戸の御前に天宇留女の命にて候が 仕え奉るは如何なる神にてま
しますや

(言儀) 柳々御本廷を振り返るに、利益恩念は尊入し神徳円満は善神と
合す かるが故に天に昇りては日月両明天子尊徳に現れ まった下界に
下りては其の徳三界に至れり 国土万民を救わんため 天宇留女命岩戸
の御前に御神樂を奏さばやと存じ候

十八、戸取り手力王命(大装束 たすき) 戸取りの舞

只今岩戸の御前に戸取り手力王の命にて候 仕え礼るは如何なる神にて
ましますや

(思兼)

仕え礼るは思兼神なり 戸取り手力王の命 此の度び御小屋に立入り
鬼の住む戸や荒らいの里 天の戸を取り世皆の世界に光を成し給え

(たすきをかけ 戸を取り)

「千早振る神の威垣に袖をかけて前ば戸開く天の岩戸を」

③ 大蛇退治の謂義

須佐之男＝われは出雲の国の川上なる　とりかみの地に天降り候えば
川上より箸流れ来たり　いずれこの川上にも神ありけりと思いで登りし
きば　おきなとおびなが　なかに姫をおきなげきかなしめりはいかなる
神にてましますや

翁＝われは国津神大山住の子に　我が名はあしなづち　てなづち　姫の
名はくしいなだひめと申すなり

須佐之男＝いかにして泣きかなしむや

翁＝もとそれがしには八乙女ありしやが　やまたの大蛇年毎に出て食う
なり　今まさにこの姫とられなんとする　よつてかなしむなり

須佐之男＝その大蛇の形　如何なるや

翁＝その大蛇の形頭八つあり　尾も八あり　動くときは小山の崩づるる
が如し

須佐之男＝今しも娘なればわれにたまわらんや　もしたてまつらば　そ
の大蛇を平らげなん

翁＝かしこけれど御名をしらず

須佐之男＝われこそ天照大神の御弟にて須佐之男命にて候

翁＝しからば姫をたてまつらん

須佐之男＝その大蛇を退治するには　やしおりの酒をつくり　またかきお
い　かきごとに八の窓を開け　窓ごとに酒船をもり姫を上段にすえ　姫
の姿を写しおけば　大蛇出て姫を飲まんと酔いしれしとき　このあらま
さの御剣をもってや　すやすとたいらげんなり

須佐之男＝ただいま大蛇を退治するとき剣の刃が少しかげたり　あやし
みてつつ先を切つてみたまえばまさしき剣出たり　むらくもの宝剣なり

天照大神に献じ奉まつらん　われは姫を連れむらくもへ立ち帰つて候
あしなづち手なづちは安川原にて御神楽を奏し給え　われは姫もろと
もむらくもへ立ち帰つて候

④ 番外神楽

虫塚の所作

幣差が臼の廻りにて折柳を舞った後 鬼は花道より左右左の引き足にて出て 幣差は花道に入る 鬼は臼の廻りで左右左にて四方の方とりをし 中央の方とりの時に 臼の中を見て 中央の方とりをなす 鬼が膝をつき 上を向いて 末広と杖にて 中央を誉め 幣差と順逆をして舞い別れ 鬼は北方へ 幣差は西方へ 鬼は北方より南方へ 左右左の引き足にて東方へ向き 東方を誉める 後 舞い込んで 幣差と打ち合いをし 東方へ舞い込み 南方西方と方とりをし 西方の時に幣差と肩組みし 西方に舞い込み 鬼は左右左にて

東方に行き 南方の方とりをする その時 幣差と打ち合いをして 鬼は北方に向き 幣差は南方に向き 鬼は上より構え 幣差は下より構えて 舞い別れして 順逆して 鬼は東方へ舞い込み 幣差は西へ舞い込み 鬼は西方の幣差と打ち合いをなし 鬼は東方へ舞い込み 又西方の方とりをする時 幣差は後ろより幣を脇下より差し入れ 鬼と幣が肩組みをし 順逆をしながら 鬼は南方に舞い込み 幣差は北方に舞い込みして 鬼は左右左の引き足にて 北方の方とりをする 幣差は臼にむかい 鬼と打ち合いをして 北方に舞い込み 鬼は南方へ舞い込み 臼の中央を末広と杖にて 臼の中央をあおぎ 順逆をして 幣を残し 後段の鬼とかわり

後段の鬼は櫛をかけ 杖を持ち 前段と同じく 東方南方と方とりし 西方の時に 幣差が翼の上の部分に火をつけたのを 杵で消し

幣差を順逆にて追い払い 西方に舞い込み 北方の方とりに左右左の引き足 北方の方とりをし 中央の時に幣差が臼の中より 火を入れた時 杵にて翼の火を消す時 狂いの所作にて舞い 害虫を封じ込める 神楽である

6 沿革または民俗史との関係

福島神楽の沿革

高橋社家と神楽

福島神楽の発足

福島神楽の芸風

福島神楽社の活動歴

保存状況

高橋社家と神楽

豊前岩戸神楽として中津市では植野神楽・蠣瀬神楽・福島神楽が盛況で、「福島神楽」は「高橋社家より伝授された」との口伝がある。

高橋日向守清種は正暦年間（990—994）に広島厳島神社の祭神市杵島姫命の分霊を勧請し、豊前国下毛郡の福島山ノ中（中津市大字福島）に厳島社の末社を建立し神主となった。（高橋家系図）

日向守清種は下毛郡福島・加来・森山・伊藤田、上毛郡友枝（福岡県築上郡大平村）の各村の神社の神職をしており、享保元年（1716）の寺社改め帳に『福島村社人高橋平太夫。高橋庄太夫。高橋左京』とある。

また、上毛郡（福岡県築上郡）の元禄2年（1689）の神社改帳に『貴船大明神社司高橋越前』『西友枝村氏神八社大明神社司下毛郡福島村高橋龜之助右之村末社一山神十一社人同人』とあって、その頃の高橋家の社務の範囲が友枝村までひろがっていたことがわかり、それ以前に高橋家系図に『清行・東友枝神官成』とある。

さらに、八社宮の棟札等に『高橋丹後守・高橋主水』、原井大歳神社の棟札に『高橋若狭正』と高橋姓がみられ、神楽に関係する記録は、明和元年（1764）の友枝八社宮の古文書である。

八社宮は大平村大字東上に鎮座し、明和年代の氏子は上友枝と下友枝の地区で、「通渡の座」で座本の次官（すけ）によって、『次官神楽三拾八番。右ノ料ハ次官中ヨリ初一升宛指上申候』と神楽三十八番が舞われている。（大平村誌）

こうした資料によって、下毛郡福島村の高橋社家と関係が深い友

枝村の高橋姓の社司が江戸時代に神楽にかかわっていることがわかる。(I、藤原姓高橋氏社家系略図)

福島神楽の発足

元文5年(1740)の「御祈禱岩戸神楽番組」(闇無浜神社重松家所蔵)による神楽奉仕者16人の中に高橋姓が5人あり(大分の神楽・染矢多喜男著)、高橋家系にみられるのは斎宮、寺社改帳では左京で、奉仕者の所属神社地を推測してみると次のようになる。

◇闇無浜神社	神主	重松兵部		
◇若簀神社	神主	秋満権之進	秋満土佐	
◇田口村の社司か	岡崎	采女		
◇秣村雷神社社司	佐藤	左京		
◇是則村の社司	広光	但馬	広光左京	広光左内
◇相原・永添村の社司	古野	宮内	古野左近	古野右京
◇下唐原村の社司	宮崎	左京		
◇福島村の社司・高瀬村の社司のいずれか	高橋	斎宮	高橋主税	高橋伊織
	高橋	左京	高橋奎之進	

高橋社家の本貫地は下毛郡福島村、高瀬村の両村に分かれ、高瀬村の高橋社家は福岡県上毛郡沓川・三毛門地区の神楽に大きくかかわっているが(豊前岩戸神楽・京築地域神楽調査委員会)、三保地区(福島・伊藤田)では社人神楽に関する資料はいまのところみあたらない。

しかし、福島神楽社の「天保七年の墨書銘」の神楽面(手力男之命)、北原の伊勢宮に弘化4年に庄屋長岡亀七が寄進した神楽面十面が保存されており、三保地方も江戸時代には神職によって舞われていたことがわかる。

明治初年になって神職が神楽を舞うことが禁止され、若簀神社の秋満社家伝承の社人神楽は秋満豊が中心になり、秋満徳丸・秋満貢によって直流植野神楽社が発足、その外に宇佐の富山組・日岳組がつくられた。

また、中津市永添の神職古野正種は秋満豊から伝授され明治10年頃に古野から広沢松次郎(神楽名渡・通称佐知の佐助)に伝授、広沢渡の指導により発足した神楽社は下毛郡・上毛郡に16社を数

える。（Ⅱ、秋満社家伝承の豊前岩戸神楽の系譜）

秋満豊（明治26年没）は永添村の古野社家から秋満家に養子にきた人で、明治7年2月に古野勘解油の長男（養子）吉秋が高橋家の婿養子になり、福島村の里掌役に奉職、明治13年10月4日より福島・田尻・加来・上下伊藤田の五ヵ村の村社・末社の神官になっている。

神楽は、その地区の神職の共同でおこなわれ、同一の神楽が舞われ、継承されていたと考えられる。だから、明治になって社人（神職）の神楽が禁止されてからは、いずれも社人のいた場所で、神職から一般人に伝えられ、異なるようにみえるかもしれないが、もともとは同じ神楽であったと、理解しなくてはならない。

従って、福島神楽は明治年間に高橋社家から伝授されたというのが自然であるが、永添の古野正種、佐知村の広沢渡とのかかわり合いを考えるべきではなかろうか。

そこで、関係者より聞き取り調査し福島神楽の初期の構成員7名がわかった。その中で江戸末期の生まれの徳永弥十郎・中山覚蔵・角直一・中尾俊市などが創始にかかわった中心人物とみられる。

広沢渡が神職古野正種から三十三番の奥義を伝授された頃、かれらも福島神楽の発足に熱意を燃やしていたのではなかろうか。それがあらぬか、徳永弥十郎は社人の毛頭・面が禁止されてから、その役割の神楽を舞っていたと伝えられる。（中尾文夫談）

中山覚蔵は富山流山伏南蔵（享保元年寺社改帳）の末裔で、中山家は社人を務めたこともあり、一族の角直一・中山豊丸・中山七郎は福島神楽の構成員で、昭和18年に福島神楽の責任者であった中山豊丸は自宅火災で焼死した。（Ⅲ・福島神楽の創始期推定系譜）

いずれにしても、聞き取りと口伝によって「Ⅳ・福島神楽社年代別構成員名簿」をまとめることができ、明治年代の創始から現在に至るまで、何度かの世代交代の節目を乗り越え、郷土の伝統芸能文化の継承と保存に努めた証になるものであろう。

福島神楽の芸風

福島神楽の解説と所作は、神楽員真辺昭二氏が昭和56年12月に作成、岩戸次第は昭和59年10月に書かれたもので、その原本は不明である。

福島神楽の演目、所作、謂儀、さらに植野神楽の岩戸次第と比較検討して、伝承過程のアウトラインを推測してみると、同一系列の共通性がある。あきらかに福島神楽は若簀神社伝承の豊前岩戸神楽の系統であり、種類・演目に混成がみられ、舞い方にも変化があるも、以前は同じ神楽であったと理解できる。

そこで、福島神楽社の神楽員の師匠を遡ると、次ぎのと通りの混交がみられる。(V・福島神楽社の系譜参照)

◇佐知神楽 広沢渡の系列 5名

◇福島神楽 徳永弥十郎の系列 9名

◇秣神楽 佐藤亭治の系列 平成七年水本好夫死亡により断絶

福島神楽の発足の中心人物とみられる徳永弥十郎は昭和9年に死亡、広沢渡は昭和10年に死亡、両者は同時代の神楽舞い手であったと推測できる。いずれにしても江戸時代に同じ神楽を舞っていた神職が一般人に教えたことは事実で、福島神楽もそのひとつであり、伝承系列の混交がみられても不思議ではない。

福島神楽社の活動歴

大字伊藤田字持田の貴船神社(大正15年城山神社へ移転)の「宮座役計算記」によると明治23年に『菊平湯立時神楽寄進」、明治39年の神楽の記録がある。(別紙)

大正15年12月、中津市山の中の厳島社を同市福島 of 若宮八幡社に合祀した際に神楽奉納、城土の貴船社を城山神社に合祀した際に湯立神楽が舞われた。(中尾文夫談)

また、昭和初年頃に中国の青島神社(ちんとう)奉納神楽にも参加し大正から昭和10年代は地元や近隣の祭礼で最盛況であった。

「八面山の文化財・三光村」所収の「薦の祭礼及び絵馬」(段上達雄氏)に『二月十二日・鎮疫祭。御心経会ともいう。(中略)午後五時より、境内にある伊勢神宮遥拝所で「おにやらい神事」を執行する。青竹で組んだ枠に紙を張り、鬼と墨書して、青竹の弓矢を射る。まず、宮司が射ち、欄宜・総代長・総代・参詣者と次々に立射する。的と弓矢は総代が作る。古くなった供物や護符を焚火で焼く。福島神楽の奉納があり、参詣者には甘酒がふるまわれる。』とある。こも神社の祭礼で神楽が舞われるのは鎮疫祭だけで、ふるくから福島神楽が奉納されていたとみられ、そのほか、近隣では中津

市田尻の賀茂神社・中津市野依の松尾神社など恒例の奉納があったと伝えられる。

神楽社の古参格の3人は昭和31年に靖国神社大祭で神楽を演じ、感謝状を貰い、昭和47年の大分護国神社大祭に参加しており、古参組の師匠として、徳永弥十郎（福島）城土七三郎（伊藤田）の名が見られる。

（靖国神社大祭出演者）

永松忠治 中山七郎 城土安夫 城土勝美 城土鶴正

真辺昭二 草園次夫 田原四郎 西 照秋 高丸

神楽演技者は神社庁の認証が必要で、現在、福島神楽社の中心になって活躍している城土鶴正・真辺昭二の両氏は、昭和26年10月1日に神社庁指定神楽員として認証されている。

保存状況

「福島神楽社」の専属宮は福島の若宮八幡神社であり、現在の福島神楽社は城土鶴正を代表に12名で（他にOB・公務員在職のため休止5名）、三保地区では古要神社・若宮八幡神社・城山神社・菅原神社は毎年1回、貴船神社・天満宮は不定期に奉納され、他に中津市内・下毛郡・築上郡などの奉納、他神楽社への応援もあって、年15－20日程度神楽を演じている。

福島神楽は構成員の高齢化が目立ち、平成元年から若手後継者の養成をはじめた。さらに、福島神楽の由来の調査、演目・所作などの資料の収集・整理を三保の文化財を守る会で行なった。（調査者・賛助会員竹折 勉）

これからの福島神楽の保存の課題としては、後継者育成と伝統芸能を保存しようとする人々の支援によって、活力ある文化遺産として守り受け継いでいかなくてはならない。